

事務連絡  
令和5年3月3日

日本内航海運組合総連合会 御中

国土交通省海事局船員政策課  
産業保健企画官

「船員向け産業医選任・活用マニュアル」の公表について（周知）

標記について、令和5年4月より、常時50人以上の船員を使用する船舶所有者に対し産業医の選任が義務付けられ、当該船舶所有者において、当該産業医のサポートを受けながら、健康検査結果に基づく健康管理、過重労働対策及びメンタルヘルス対策をはじめとする船員に対する健康管理に関する取組を実施していただくこととなります。

今般、産業医による船員に対する産業保健活動が適切に実施されるよう、船員向け産業医制度の概要や産業医の選任手続き等をまとめた「船員向け産業医選任・活用マニュアル」を作成し、下記の通り、特設ウェブページにおいて公表しましたので、お知らせいたします。

つきましては、船舶所有者の方々に本マニュアルをご活用いただけるよう、貴会傘下事業者等への周知方よろしく願いいたします。

なお、常時50人以上の船員を使用する船舶所有者以外の船舶所有者は、産業医の選任は努力義務となりますが、当該船舶所有者の方々に対しても、本マニュアルも参考に、船員の健康確保に努めていただけるよう、周知方よろしく願いいたします。

記

○「船員向け産業医選任・活用マニュアル」掲載先特設ウェブページ

⇒ [https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_tk4\\_000029.html](https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000029.html)